

全ト協発第680号(企)
令和6年3月28日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



建築資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されましたが、建築資材や建築副産物等の運搬について建設業者と契約を締結する際には、本改訂を踏まえた見積りの提出や契約締結など適切な対応を行っていただくよう、別添のとおり、国土交通省より通達が発出されました。

つきましては、本件内容について貴協会会員事業者に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ダンプトラック部会、セメント部会、生コンクリート輸送部会には、別途、部会員に対して通知いたします。

【添付資料】

- 「建築資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」
(令和6年3月26日 国自貨第807号)

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 (担当：星野、吉田、松本)

電話：03-3354-1037、FAX：03-3354-1019

国不建第189号
国不建整第185号
国自貨第807号
令和6年3月26日

全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです。

これを踏まえ、別添1～4のとおり、建設業者団体、各府省庁、地方公共団体、主要民間団体に対し、適切に対応するよう通知を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、建設資材や建設副産物等の運搬について建設業者と契約を締結する際には、本改定を踏まえた見積りの提出や契約締結など適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しくお願いします。